

## 『古老軍物語』と『甲陽軍鑑』および『北条五代記』

森\* 暁子

### はじめに

近世の初期は軍書の出版の盛んな時代であった。当時の書籍目録の「軍書」の項目には、軍記物語や兵法書、歴史書、諸家の系図などが含まれ、いわゆる学術的な分類はされておらず雑多な感もあるが、軍（いくさ）に関わる書物に需要があったことが伺える。書籍目録に収録されている軍書は寛文の無刊記のもので九八点、寛文十年のもので一三二点、元禄五年のもので一七八点と数を増しており、年々新しい本が出版されて広まっていた様子が伺える。そこには和漢の古い作品と共に、『甲陽軍鑑』、『信長記』、『大坂物語』、『北条五代記』、『島原記』など近い時代の戦乱に取材した作品の名も早い段階から登場しており、またそれぞれの本の注釈書や関連書の類もすでに現れている。このような現象は軍を扱う作品に、当時いかに興味と需要があったかを示している。そして、その興盛の中に成った作品は、後の時代の作品にも大きな影響を与えている。

当時の軍書の一群の、そのような早い時期に成立したことの持つ意味や、作品としての位置づけがいかなるものかということを考えると、個々の作品の成立過程や、作品の相互の関連を調べることが必要となる。この問題に関連して、以前に近世軍記の『鎌倉管領九代記』<sup>(2)</sup>について報告したことがあるが、本稿では、同じ軍書に分類されていた作品でも性質の異なる『古老軍物語』を取り上げる。近世の初め頃には、既存の作品を利用して新しい作品を作り出すということがよく行なわれていたようであるが、本稿ではその一例として『古老軍物語』と先行作品の『甲陽軍鑑』、『北条五代記』の関連を解明したい。

### 一 『古老軍物語』の性格と典拠

『古老軍物語』は、菊池真一氏が「武辺咄集」<sup>(3)</sup>、「特定の人物・一族に偏らず、多数の武士たちの合戦などの生活体験を記述した説話を、人物中心に集めたもの」と定

義した中に含まれる作品で、武士に関わる様々な話が集められている。最も古い板は万治四年板まで確認されており、これが初板と言われてきたが、刷りの状態からして、開板はもつとさかのぼるであろうという指摘がある<sup>(4)</sup>。

この作品は六巻六冊に九十四話を収めるが、一つの話に一つのテーマのもと実質話を収める場合も多く、非常に話題が豊富である。最初にこの作品の名前の表れる寛文十年刊の書籍目録に「保元ヨリ太閤記迄軍事ヲ記」と記されているように、収める話題はいわゆる戦国時代のものに限らず幅広く、また中国の話もみえる。そのほか、女訓書と関わるような武家の妻女についての逸話も含む<sup>(5)</sup>。そして、教訓性が非常に強いのが大きな特徴で、物語に教訓を長く付けたり、あるいは一つの教訓を述べるために、時代も典拠も異なる複数の物語を事例のように並べたりといった構成が目立つ。その教訓の内容や「町人はたのもしげなき事」等の表現から、もともとは武士の心構えとして読まれることを意図して書かれた作品と考えられる<sup>(6)</sup>。

各話が「古老の物語に曰く」と語り出される、古老による物語と教訓というのが基本的な形式となっており、中には「ある人」の問いに「古老」が答える形で語られる部分もある。また、先述のように年代の異なる物語を並べることも多いので、必ずしも時代順ではないものの、全体を通してみれば最初は源平前後の古い時代の話が多く、後半には近世前夜の時代の話が多くなるという傾向が見受けられる。

さて、この作品の収める逸話を調べてみると、いくつかの作品を主な典拠としていと推定される。管見では、それぞれの作品の扱う大体の時代順に挙げると、『保元物語』、『平治物語』、『源平盛衰記』、『吾妻鏡』、『太平記』、『甲陽軍鑑』、『北条五代記』などと共通する話題が多い。以下ではこの中から、近い時代に成立した『甲陽軍鑑』と『北条五代記』の利用について論ずる。詳細な比較はいずれ別稿で明らかにしたいが、以上に示した作品はみな近世初期の段階ですでに板本で広く流布していたも

〔キーワード〕『古老軍物語』／『甲陽軍鑑』／『北条五代記』／『吾妻鏡』／武辺咄集

\*平成一六年度生 国際日本学専攻

ので、『古老軍物語』の大半は、このような当時板本で入手可能であった新旧の軍書、中でも逸話を多く内包したのから、広い時代の話題をカバーするように編集して作られたものではないかと考えられる。

## 二 『甲陽軍鑑』の利用

甲斐の武田家の周辺の話は、『古老軍物語』で特に目立つものの一つであるが、その大部分は『甲陽軍鑑』によるものと考えられる。二十卷五十九品から成る長大な『甲陽軍鑑』は写本でも板本でも流通した作品で、周辺の作品にも大きな影響を与えている。たとえば『北条五代記』は、『甲陽軍鑑』をかなり意識して書かれたものであるらしい指摘があり、鎌倉公方・古河公方九代の事績とその時代の戦乱を描いた『鎌倉管領九代記』には、本文の利用が何われる。また、軍書以外でも如備子の『可笑記』、浅井了意の怪異小説『伽婢子』、『狗張子』など、仮名草子への影響も多く指摘されている。『甲陽軍鑑』が最初に出版されたのは、無刊記で元和寛永頃と推測されているが、無刊記だった二種類の板本にそれぞれ刊記の加えられた明暦二年本・万治二年本あたりから一般に流布したのと考えられ、『古老軍物語』でもその頃のものから内容を撰取していると推測される。

さて、この『甲陽軍鑑』は武田流の軍学書として有名であるが、兵法や道具、陣中の儀礼などといった、いわゆる軍学ばかりが記されているわけではなく、品により話題が異なっている。『日本古典文学大辞典』<sup>1)</sup>では、以下のように品を分類している。なお、『古老軍物語』との関連の認められる部分(後述)を私に太字にした。

- 一、甲州法度之次第。二、信繁(信玄弟)の教訓状。三、十、信玄一代の事歴。十一、十四、命期の巻(東国諸將の論評)。十五、武器に関する記事。十六、信玄と家臣の問答。弓矢・能など諸芸の解説。十七、信玄麾下の将士一覧と雑話。十八、三十九、信玄一代の軍事・治政・言行。二十四以後、山本勘介が登場。四十、石水寺物語。信玄や家臣の逸話。四十一、四十三、軍法の巻。四十四、四十六、武器・武器の解説、食事の作法、軍陣の心得など。四十七、四十八、公事(訴訟)の記録。下士・農民などの生活を知る好材料。四十九、信玄の得た城郭一覧。五十一、五十七、勝頼の一代記。五十八、勝頼滅亡後の処置。信長の死と関東の騒動。五十九、家康と秀吉の対立。「天の許す大将」と家康を称賛。

『古老軍物語』が、このように話題の異なる『甲陽軍鑑』から具体的にどここの品を

利用していると考えられるか、以下の表1に示す。<sup>2)</sup>

表1

『古老軍物語』	『甲陽軍鑑』
一―三 「天下の政を琴の絃にたとへし事」	☆品第二「信玄公舎弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年已来子息を典厩と申也」
一―五 「武士の輩は礼義を守るべき事 付梶原景時面目をうしなひける事」	☆品第二「信玄公舎弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年已来子息を典厩と申也」
一―十 「戦場に我得ざる兵具はもつまじき事 并上総介頼朝の詞を感ずる事」	品第十五「武士諸道具之事」
二―二 「長将の器量の事付相馬将門の事 并上総介頼朝の詞を感ずる事」	☆品第二「信玄公舎弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年已来子息を典厩と申也」
二―五 「歌道を心得たる武士は後代までも やさしく聞ゆる事付忠度歌の事」	☆品第二「信玄公舎弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年已来子息を典厩と申也」
五―三 「大内義隆公家に武道すたれて滅却 せし事付唐の穆宗皇帝の事」	品第廿七「山本勘介軍法国々例引事」
五―四 「京鎌倉両公方の事 付向上杉官領の事」	品第十三「弱過たる大将之事 付向上杉并北条家生起合戦物語事」
五―五 「伊勢の新九郎氏茂北条家を起事 付夢想の事」	品第十二「利根過たる大将の事 付北条家上杉家并川中嶋合戦物語の事」
五―六 「上杉則政公の子息を敵氏康へ出す 事付町人はたのもしげなき事」	品第卅一「上杉則政無分別之事」 ☆品第二「信玄公舎弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年已来子息を典厩と申也」
六―二 「三好修理大夫并松永弾正か事」	品第六「信玄公御時代諸大将之事」
六―三 「武田の晴信公父信虎を追い出しかる事」	品第三「信虎公を追い出の事」 品第四「晴信公卅一歳にて発心有て信玄と号する事」 品第十二「利根過たる大将の事」 付北条家上杉家并川中嶋合戦物語の事
六―四 「信長智略をもつて今川義元をうつ事」	品第六「信玄公御時代諸大将之事」
六―六 「伊勢の国司ほろびし事」	品第十七「武田法性院信玄公御代惣人数之事」
六―八 「日本に鉄炮の初まりし事」	品第四十三「勘定奉行三人形儀事并信虎公御代事 付鉄炮之事」 品第卅一「信玄氏康松山城攻事付竹たは鉄炮之事 并輝虎後話山根城攻落事」 品第六「信玄公御時代諸大将之事」 品第卅二「信玄氏康松山城攻事付竹たは鉄炮之事 并輝虎後話山根城攻落事」 品第廿八「村上義清越後長尾景虎被頼事 并上田原同年信州海野たいら合戦等之事」
六―九 「北条氏康鉄炮に驚てより武篇に成け る事」	品第廿八「村上義清越後長尾景虎被頼事 并上田原同年信州海野たいら合戦等之事」

六一十	「板垣信形扇にかきたる歌を感じる事」	品第廿七「真田弾正武略之事付長野信濃板垣信形等事 井山本勘助国々之例引事信州上田原台戦之事」 ☆品第一「信玄公舍弟典厩子息江異見九十九ヶ条之事 付十五年己来子息を典厩と申也」
六一二	「北条氏政今川氏貞の短冊を信玄公 批判せられし事」	品第四十上「信玄公を始奉り家老衆大身小身善悪の儀 分別之事付物の時宜作法手本成事」
六一三	「臆病者の事」	品第十四「強過たる大将之事」
六一四	「脇指に首をかへてとり首帳に付た る事付批判の事」	品第五十三「軍法事」
六一五	「北条左衛門大夫黄八幡の旗の事」	品第卅六「蒲原城攻事付岡部次郎右衛門信玄公被官に成事 并北條左衛門大夫深沢の城にき八幡と云指物捨てにくる事」
六一六	「比興なる侍は死際わろき事」	品第四十上「信玄公を始奉り家老衆大身小身善悪の儀 分別之事付物の時宜作法手本成事」
六一七	「長尾輝虎入道謙信あらぎの事」	品第卅二「景虎敗軍并信玄公さげすみの事」
六一八	「馬場美濃守一期のうち軍に手をを ハざりし事」	品第四十三「武田信玄公御家老軍法工夫之衆 侍大将に八人足軽大将に七人此外七人」 品第四十上「信玄公を始奉り家老衆大身小身善悪の儀 分別之事付物の時宜作法手本成事」
六一九	「正木大膳が事」	品第六「信玄公御時代諸大将之事」
六二〇	「付小幡山城守武篇の事」	品第十八「甲州にらさき合戦の事」
六二一	「横田甚五郎ほうびをうけざる事」	品第五十六「高天神家康二被取給」
六二二	「毛利元就先祖の事」	品第六「信玄公御時代諸大将之事」
六二三	「付元就幼少のときの事」	

右からは、『甲陽軍鑑』に拠ると思われる話題は、巻第一と巻第二では品第二に関わるとおぼしき箇所が目立つこと、巻第三と巻第四にはみられないが、巻第五の後半から巻第六にかけては集中しており、これは『古老軍物語』の話題が大まかに時代順になつていく構成と関係があるであろうこと、また、そこで特定の品が多く利用されていることがわかる。以下にそれを逸話の利用と格言の利用とに大別して示す。

### 二一 『甲陽軍鑑』の逸話の利用

右からは、『古老軍物語』では軍記物語的な内容を含む品が多く使われており、武田家以外についての話題についても利用されているとみえる。また、史実の情報源、何年に何があったかという記述の拠り所として『甲陽軍鑑』を利用している様子も伺える。一例として、六一八「日本に鉄炮の初まりし事」を示す。私に内容を五つに分

け、AとEの記号を付けた。

古老の物がたりにいはく

A 本朝に鉄炮のつたハリし事上代にハこれなし

B (大元の老皇帝が日本を攻めた時に鉄砲が使われ、日本側に被害の大きかったことが『太平記』に書かれていること、このとき日本は鉄砲の存在を知つたらしいこと)

C (正式に日本に渡来したのは永正七年に北条氏綱に奉られたときらしいこと、氏康時代に鉄砲鍛冶に多く作らせたことと根来法師が広めたこと)

D また甲州家にハ大永六年に西国の牢人井上新左衛門と云もの信虎に奉公いたし鉄

砲ををしへけるとなりいまだ慥ならず

E 永禄五年正月に武蔵国松山の城に上杉則政公の龜子友貞といふ人もりけるを北

条氏康二万よ騎にてをしよせせめられしに甲州武田信玄加勢ありしに米倉丹後守

といふもの竹束を仕出し城中より打ける鉄砲をふせぎ松山をのつとり侍りしとな

り米倉が子彦四郎鉄砲にて腹をうしろへ打ぬかれ胴へ血のおち入て腹はりけるを

蘆毛馬の糞を水にたてゝのませしかハ血一斗ほどくたりてたすかりけるとなり

右では後半のDとEに、『甲陽軍鑑』からの利用が二箇所見受けられる。Dの、鉄砲

が甲州に伝来した大永六年という年次と、持ち込んだ井上新左衛門という人物に関する

情報は、『甲陽軍鑑』の品第四十三を拠り所にしたものとみえる。

(前略。信虎時代の話と、その頃活躍した武士が信玄の代に大勢討死したこと)

殊更六十ヶ年己来は鉄砲これあるをもつて武篇採衆一入討死おほし鉄砲ハ大永六

年に井上新左衛門といふ西国牢人信虎公へ奉公申此侍鉄砲持来訓たりと申伝乍去

まれなりと聞其後信玄公御わかき時はかちろ大膳同又作と申牢人親子あり此侍各

に訓候近年は佐藤一甫斎と申牢人来て訓ゆるなり今は侍衆皆鉄砲よく上手にうた

るゝ中に横田十郎兵衛日向藤九郎兩人ハ鉄砲を用にたて候なり

(品第四十三)

傍線を引いて示した部分は、ほとんど同じ内容とわかる。また、Eの米倉丹後守の子

息彦四郎が、松山城の合戦で鉄砲に撃たれたとき蘆毛馬の糞を飲んで助かった、とい

う話は、品第卅二の信玄時代の話から取つているとわかる。

一 永禄五年壬戌正月七日に相州小田原の北条氏康同氏政御父子より甲府へ使を

被進信玄公を頼ミ給ふ子細は武州松山の城を太田三楽支配仕り彼城にハ則政庶

子上杉友貞をこめ己ハ中武蔵江戸の城に罷有近辺の侍大将をだまし付氏康松山

子

の城をせめ候ハ、三葉後詰いたすべき様子に見え候間太田三葉後詰斗は不苦候へども三葉越後の輝虎を頼候ハ、いかゞにて候其ために信玄公御馬を出され松山城を氏康攻取申候警固をあそばされ給候ハ、松山の城氏康手に入候に付而は武蔵国大方治其後は信玄公へむつかしき無心申まじく候（中略。頼みに応じて武田方も参戦）松山の城を攻給ふに武田勢の先衆甘利左衛門尉よりくちから城ちかく取よせ城の内より降参仕子細ハ甘利殿同心かしら米倉丹後守ト云弓矢功者の武士よき工夫の故（中略。かつてかりやはらの合戦で米倉の竹束の工夫により勝利したと、この松山でもそれをまねたこと、度々の武略により米倉は所領を下されて甘利の同心頭に定められていたこと）件の竹たばにて松山の城よりはりあけて北条へ渡し氏康公の利運になるは城のはやく落る事米倉が武略竹たばの故也（中略。竹束の外に出て討死した武士のこと）此鉄炮は大永五年信玄公五歳の御とし信虎公三十二歳の御時但二丁初而甲府へ来る又甘利左衛門尉同心頭米倉丹後総領子彦次郎鉄炮にて腹を後へうちぬかれ胸内へ血入て腹はつして既死するに蘆毛馬の糞水にたてゝのミ候へば血をくだすと申てあたへ候所に（中略。飲むのを嫌がる彦二郎を甘利が説得し、自分で味見ます）そこにては彦二郎飲候へば不思議なり胸の血一桶ほどくだり彦二郎其深手平癒なり（後略。甘利は若いのに父に劣らぬと人々が讃え部下にも慕われたことと、信玄に一入大事にされたこと）

（品第卅二）

こちらにも傍線を引いて同じ内容の箇所を示したが、『古老軍物語』では、話題を元の記述から、相当短くまとめているとみえる。竹束の工夫についても、かりやはらの城の合戦の話をはじめ大きな省略があり、また、後半の米倉彦次郎の話は、命を惜しんで馬の糞を飲むなどということは恥だからできない、と嫌がる配下の彦二郎に、甘利左衛門尉が説得して、自分が味見してまで飲ませたので助けることができ、みなが甘利をほめたたたえたという美談であるが、『古老軍物語』では、この甘利の名誉については省き、鉄砲で深手を負ったときの対処法としての話題に重点を置いているようである。このように、ここでは鉄砲というテーマで品第卅二と品第四十三という離れた品から話を持ってきているわけであるが、『古老軍物語』がテーマにふさわしい物語や情報などを、長大な『甲陽軍鑑』から探し出して編集している様子を伺うことができる。なお、この巻第六の八話目のBの部分、鉄砲は日本では文永二年に大元の老皇帝に攻められたときに知ったとおぼしいという話は、文中にも名前が示される通り『太平記』に拠ったもので、巻第三十九「自太元攻日本事」に同様の話がみえ、また、

次のCの部分の、北条氏綱・氏康の代の鉄砲の話は、『北条五代記』の三一三「関八州に鉄砲はしまる事」に拠ったものと考えられる。このように、同様に複数の作品から話題に応じて物語を撰取している様子が見て取れる。

## 二二二 『甲陽軍鑑』からの格言の利用

『古老軍物語』には、特に巻第一と巻第二に、あちこちにちりばめるように格言が記されているが、品第二を利用しての思しき箇所がそこに多く見受けられる。品第二は、信玄の弟の信繁が自分の長子へ示した、九十九ヶ条からなる教訓を記すもので、「二」として心得を示した後に文献や古語による類似した教訓を並べる形式となっており、基本的に漢文である。先に示した類似箇所の比較一覽では、品第二と共通する格言の引かれている箇所は星印（☆）を付けてあるが、六箇所七点存在する。以下に抄出して並べて示すと、

・尚書にははく徳は惟善政する也政は民をやしなふにありといへり呂氏春秋にはく令苛則ば臆ず禁おほき則ばをこなはれずといへり（一一三）

一 夫凡可加情事／尚書云。徳惟善政。政在養民（七十一ヶ条目）

一 召使者。折檻事。小科之時。可誠。及大科則。身体之破滅。無疑事／太公

曰。兩葉不去。將用斧柯／付但以小科。節々。及折檻則。依抗可退屈歟／呂氏

春秋云令苛則不聽。禁多則不行（卅三ヶ条目）

・礼記にははく人礼あるときは安く礼なきときは八危しといへり（二一五）

一 対諸人少不可緩忘事 付於僧童女貧者弥随人可慇懃事／礼記云。人有礼則安。

無礼則危（九ヶ条目）

・君子おもからざれば威あらずといふ事あり（二一一）

一 非儀兵而以異体之形不可起居動靜事／語云君子不重則不威（九十七ヶ条

目）

・行余力あるときはもつて文をまなふところあれ（二一五）

一 毎日出仕不可懈怠事／語云。行有余力則以學文／付出仕之時先在人並所其

後奥江可參。畢竟。可在我座敷見合肝要之事／語云三日不相見莫為旧時看。況

於君子哉（廿八ヶ条目）

・朱にまじはればあかく墨にちかづけばくろし馴るかたにしたがふ八人の生立なり

（五一―一六）

一 捨別。如何様。御懇切候共。御裏向江節々。不可立入事／語云。近朱赤。

近墨黒（八十八ヶ条目）

・まづしうしてへつらはぬ人ハあれども富でをこらぬハなしと聖人もいましめ給ふ（六一十）

一 不可侘言雑談事／右語云。貧而無諂。富而無驕（十九ヶ条目）

右のように、『尚書』、『呂氏春秋』、『礼記』とそれぞれ一箇所、また出典を記さないが『論語』と四箇所、共通する格言がある。『古老軍物語』が『甲陽軍鑑』から多くの話題を撰取していることを考えると、以上の格言もいちいち原典に拠つたものではなく、品第二を参照して書かれたものである可能性が高いと考えられる。また『論語』の出典が明記されないのは、「語云（『論語』に曰く）」という『甲陽軍鑑』の表現が理解されなかったためかもしれない。このような格言の引用の仕方は、『甲陽軍鑑』の利用においてのみとみえる。

三 『北条五代記』の利用

『北条五代記』からは、作品独自の北条時代の話題のほかに、『吾妻鏡』を引用した古い話題についても参考に行っている様子が伺われる。『古老軍物語』前半は古い話題（と並んだ新しい話題）、後半は新しい話題を利用している傾向がある。管見に入ったのは以下の表2の通りである。

表2

『古老軍物語』	『北条五代記』
一四「岡崎四郎わが子の敵をたすけたる事」	四・四「北条氏茂百姓憐愍の事」
一五「武士の輩は礼儀を守るべき事」	『吾妻鏡』養和元年七月五日
付梶原景時面目をうしなひける事	一・三「上杉朝成を生捕事」
一九「侍八馬をよく鍛練してのるべき事」	『吾妻鏡』文治五年九月七日
一二「吾妻四郎助光青鷲を射落す事」	一・六「犬也入道弓馬に達者の事」
一二二「吾妻四郎助光青鷲を射落す事」	『吾妻鏡』建久二年八月一日
一二三「鎌倉の右大臣実朝の卿うたれし事」	八・三「関東侍老て今昔をあらハす事」
一二四「大将軍は大音にして弁舌言便さはやかなるべき事付軍陣に貝太鼓をもつ事」	『吾妻鏡』承元元年八月十七日・十二月三日
	八・二「北条氏康智仁勇の徳有事付実朝公の事」
	『吾妻鏡』建保七年一月二十七日
	八・八「北条家の軍に貝太鼓を用る事」

二一六「夏野の狐の鳴ける時の歌の事」	六・四「北条氏康和歌の事」
二一七「軍神摩利与天の事」	四・二「関東長柄刀の事付かぎ鑑の事」
付鹿嶋の明神を軍神といふ事	『吾妻鏡』元暦元年一月二十三日
三一「大軍の中を只一人かけはなるべからざる事」	三・四「源義明公滅亡の事付首実検の事」
付入善小太郎并岡本左衛門尉同土討の事	
三一六「母衣の事付ちからづよき女の事」	五・六「清水太郎左衛門大力の事」
三一七「打死する兵に忠と不忠のある事」	二・六「岡山弥五郎木下源蔵討死の事」
付荒尾五郎が事并伊藤備後守申されし事	
四一六「軍陣に忍びの者を詮とする事」	九・四「関東の乱波智略の事」
付戴淵が事并風間といふ忍びの事	
四一九「三浦の道寸父子うちしにの事」	九・一「三浦介道寸父子滅亡の事」
五一七「軍には物見を詮とすべき事」	八・一「物見の武者はまれ有る事」
五二四「京鎌倉両公方の事付両上杉官領の事」	一・二「関東天文乱の事」
	二・三「両上杉たゝかひの事」
五二五「伊勢の新九郎氏茂北条家を起事」	一・一「伊豆早雲平氏茂由来の事」
付夢想の事	三・六「両上杉と平氏茂戦ひの事」
	七・一「伊勢新九郎伊豆相模を治る事」
六一「北条武田今川長尾里見家々そばだちおこりし事」	九・三「関東侍天下に望ミをかくる事」
六一五「安房の里見が事付唐の朱陳村の事」	三・二「房州里見家の事」
六一八「日本に鉄炮の初まりし事」	三・三「関八州に鉄炮はしまる事」
六一九「北条氏康鉄炮に驚てより武篇に成ける事」	三・三「関八州に鉄炮はしまる事」
六一三「指物をおとし敵の首に替てとりもどしける事」	一・四「小田原北条家旗馬じるし」
六一五「北条左衛門大夫黄八幡の旗の事」	三・一「北条氏康と上杉憲政一戦の事」
六一九「正木大膳が事付小幡山城守武篇の事」	八・六「異名を付侍の事」

右の表で『北条五代記』の項目の横に「〔『吾妻鏡』〇年〇月〇日〕とあるのは、『吾妻鏡』に同様の内容のあることを示す。作品の前半部に話題の多いことから、『古老軍物語』は『吾妻鏡』も利用しているものと推測されるが、そこから話題を取り入れるにあたって、『北条五代記』を用いている場合があることが、一一九、一二七などに話題の並べ方の類似がみられることから推定される。以下に一例として一一九「侍八馬をよく鍛練してのるべき事」を私にA〜Dの四つに分けて示す。

古老の物語にいはく

A そのかみ頼朝卿の御前に諸大名しこうの折からをのく、むかしの事をかたらし、中に土肥の次郎実平保元の合戦の事を申しだしてをよそつはものゝわが力量よりもしどめてもちゆべき物ハ弓矢の寸尺馬のまなびなり鎮西八郎殿ハ我朝無双の弓矢の達者なり然れども弓矢の寸法をあんずるにその力量に過たりとおぼえたりそのゆへハ大炊のみかどの川原にして太庭の平太景能と名のりてまつさきにかげ出たり（中略。八郎が景能を狙う）八郎殿騎馬の時弓いさゝかこゝろにまかせざるにや景よしハ東国にかくれなき馬の上手なり、八郎殿の妻手にはせめぐり弓の下をこゆるに及びて八郎殿のはなちたまふ矢すなはち目あてたがひてかげよしが首のほねにあたるべきが大にさがりて膝にあたり命助かりぬ（中略。次郎の話に一座が感心）

B（義仲追討の時）佐々木梶原が生暖磨墨といふ強馬にのりて宇治川の先陣して大河を一文字にわたしけるはゆゝしかりしたためしなれども強馬ハ大河を渡す一徳ありて其外にハ損おほし

C（真田の与一が強馬がきつかけて討たれたこと）

D（馬のかけ出ること）犬死をする例の多いこと）さればこそ往昔ハ関東のわかき人々ハひろき野ばらへあまた群出て敵味方と人数をわけて旗をさし弓鎧長刀それく得手の道具をもちて馬にのり時のこゑをあげ矢さけびの音をたてゝをめきさはぎかけめぐるに是にいさみてすゝむ馬ありをくれてしりごみしおどろきて横へきれなどする馬もあり山にのりあげ岩のかけ路をつたひ畔のほそ道川の流れ愛かしこにのりゆきてかけ引自由に鍛練せし故に馬に得ざる兵は一人もなかりしと也下地を達者にのりならひて手綱の事をば稽古すへし馬の口をとらするは不覚のいたりなり戦場にむかつてハ物の用にたつべからずといへり

次に『北条五代記』一一六の「犬也入道弓馬に達者の事」を挙げる。

（前略。北条家が滅亡して関東侍の身の置き場のなくなったこと、その内の朝倉能登守犬也入道というかつて活躍した武士を結城秀康が召し出したこと、犬也の、関東侍はあながち強い馬を好まないという語り）むかし頼朝公御前に諸老候する御仰によつて各往事を語る所に大庭平太景能保元の合戦の事を語る其間に申ていはく勇士のしどめ用べき物ハ弓矢の寸尺騎馬の学びなり鎮西八郎ハ我朝無双の弓矢の達者たり然とも弓箭の寸法を案ずるに其涯分に過たるか其故ハ大炊御門の河原にをいて景能八郎が弓手にあふ（中略。八郎が景能を狙う）騎馬の時弓いさゝか心にまかせざるか景能ハ東国にをいてよく馬になるゝ也ていれバ則八郎が

妻手にはせめぐるの時こと相ちがふ弓の下をこゆるにをよんで身にあたるべきの矢ひざにあたりをハんぬ（中略。犬也の話に皆が感心）されば治承の比ほひ足利又太郎忠綱宇治川をわたす時（の下知の話）扱又佐々木梶原生食摺墨とやらんいふ強馬にのり宇治川の先陣仕たるもゆゝしかるべし然共大河をわたすハまれ事一得をおもひて多失を忘るゝはをろかに候（中略。昔の人の馬の鍛練の話）むかし関東にて戦場をもいまだ踏ざる若き者ハ広き野原へあまたともなひ出て敵味方と人数をわかち旗をさし弓鎧長刀をのれくがえての道具を持って馬に乗馬のこゝろ見んため鉄炮をならし矢さけびの声をあげてをめきさハぐ時にいさんですゝむ馬ありをくれてしさりおどろきてよこへきるゝ馬あり山へ乗上岨のかけ道を乗堀をとばせ自由をはたらく様にと鍛練いたし先陣にぬきんで懸引達者をふるまひ勝利えん事を専と嗜候早雲教の二十一ヶ条の内に馬ハ下地を達者に乗ならひて用の手綱をバ稽古せよと注せり侍たる者馬の口とらするハ一代の不覚仮初の馬上にも名利を忘れ乗方を心がけ大将たりといふ共馬の口とらするをバ馬下手故か弓馬の心がけなき人かと指をさし候（後略。国府台の合戦の話、また秀康の求めに応じて犬也が馬術を披露したこと）

右をみると、Aの景能の馬術で命拾ひした話（『吾妻鏡』にみえる話）、Bの宇治川を渡る話と強馬に益の少ないこと、Dの昔の関東の馬術の鍛練の話（『北条五代記』独自の話は、『北条五代記』一一六の犬也の語る話と同じ順番で現れているとわかる。ここでは『吾妻鏡』の話を採るのに、明らかに『北条五代記』を利用している。また、ここでは複数の作品から話題を集めるのではなく、元々一つのテーマのもとに多くの逸話の語られている話から編集した様子が見て取れる。

### おわりに

以上、武辺咄集の『古老軍物語』が、近い時代に成立した『甲陽軍鑑』と『北条五代記』をどのように取り入れているかを論じた。『甲陽軍鑑』との関係で言えば、長大な作品の中から独立した物語として読める部分・情報として使える部分を拾い出して集め、目に見やすい逸話の形に集約している様子がみえた。また、『北条五代記』の利用からは、複数の逸話からなる既存の話を編集している場合のあることや、孫引きのようにして『吾妻鏡』の説話をも引用していることが伺えた。近世初期の軍書の出版ブームのさなか、板本で流布していた新旧の主要な作品から作り上げられたと考

えられる『古老軍物語』には、当時のような話題に興味を持たれていたかを探る上でも価値があると考えられる。今後も他の先行作品との関連を明らかにして、成立過程や全体像を探りたい。

## 註

- (1) 以上の目録は、順に『和漢書籍目録』、『増補書籍目録』、『広益書籍目録』による。いずれも『江戸時代書林出版書籍目録集成』所収。  
なお、「軍書」以外の項目でも、たとえば「物語類」の項目に、「武田軍記」・「佐々木軍記」（共に貞享二年刊『改正広益書籍目録』から名がみえる）といった名前のもが含まれてくるようになる。
- (2) 拙稿「鎌倉管領九代記」の研究―寛文十二年板諸本をめぐって―（『国文』第百三十三号・平成十七年七月）、「鎌倉管領九代記」の玉繩―寛文十二年板の奥書をめぐって―（同第百八十八号・平成十九年十二月）。
- (3) 「武田咄」の成立と展開（水田潤氏編『近世文芸史論』平成元年十月・桜楓社）による。また、氏は「近世初期文芸」十四・十五・十七号（平成九〇十二）の一連の発表で、この作品の改題本を紹介している。
- (4) 朝倉治彦氏編『仮名草子集成』第三十卷（平成十三年七月・東京堂出版）の解題による。
- (5) 二一四、三一六、三一七、五一五が女の話題を比較的中心に扱っている。他にも武士の母や妻など、女の登場する話を散見する。
- (6) 先行する武田咄集の『武者物語』にも出家や町人を頼るなどという戒めがみられる（中巻）。なお、『武者物語』が収めるのは戦国時代の話題が大半で、簡潔に記された説話と軍歌から成る。「古老軍物語」とは下巻の「佃が軍歌」に載る信玄の歌が一首共通する（五一七）。他に少々似た説話もみられるが、それは両者が『甲陽軍鑑』に拠ったためとみえる。
- (7) 大澤学氏「北条五代記」寛永版の訂正（『江戸文学研究』平成五年一月・新典社）。
- (8) 『戦国軍記事典群雄割拠篇』（平成九年二月・明治書院）に大津雄一氏の指摘あり。また前出（3）の拙稿でも触れた。
- (9) 深沢秋男氏「可笑記」と『甲陽軍鑑』―序説―（『江戸文学と出版メディア』近世前期小説を中心に）（平成十三年十月・笠間書院）、江本裕氏「了意怪異談の素材と方法」（近世文学研究叢書12『近世前期小説の研究』（平成十二年六月・若草書房）等。

- (10) 酒井憲二氏編『甲陽軍鑑大成研究篇』（平成七年一月・汲古書院）参照。
- (11) 解説は笹川祥生氏による。
- (12) 以下の表記は、『古老軍物語』は万治四年板の内閣文庫本（六冊、特九一三）、『甲陽軍鑑』は明暦二年板『新版甲陽軍鑑』の内閣文庫本（二十三冊、一七〇―二二五）による。また『甲陽軍鑑』は品による分類で示し、句読点に相当する「。」をはじめとする記号や振り仮名の類は省略した。なお六一・二・四・六・十四の人名等に、『甲陽軍鑑』にはない固有名詞や情報を含む箇所がいくつが存在するが（例えば十四では、『甲陽軍鑑』で「又或時ある武士」と示す話が、「信州海尻合戦のとき」の「野瀬の五兵衛の尉」の話と記される）、これが注釈書の類に拠るものかまったく異なる作品に拠るものかについては今後の課題としたい。
- (13) 品ごとの話題の利用の数は、第二七、第三一、第四一、第六五、第十二二、第十三一、第十四一、第十五一、第十七一、第十八一、第廿七二、第廿八一、第卅一、第卅二、第卅三、第卅六、第四上三、第四十三二、第五十三一、第五十六一である（なおこの他にも年次と出来事の情報源に利用しているとみえる箇所が細かく多数存在する）。
- (14) 最も利用の多い品第六は、人物についての簡潔な逸話を集めたもの。  
鉄砲の甲府への伝来を品第四十三は大永六年、品第卅二は大永五年とし、例に挙げた六一八は前者の情報を採用しているが、続く六一九「北条氏康鉄砲に驚てより武篇に成ける事」は後者の年次に拠っている。
- (15) 『古老軍物語』は逸話の出典の作品名をほとんど示さないでこれは異例の記載。なお、作中に『太平記』によるとみられる箇所は多く、中国の話題のいくつかもそこから引用したものと推定できる。
- (16) この格言は『論語』と微妙に異なるが、（十九ヶ条目に載る『論語』の格言を誤って解釈したものか、他にこのような言い回しがあったものか不明）。
- (17) 以下の表記は寛永十八年板の白杵市立白杵図書館本（国文学研究資料館マイクログリフ）に拠った。万治四年板と五一七、五一五は若干挿絵の構図が似るが、六一一九の三人の大膳の歌が載る「異名を付侍の事」が寛永板のみの記事のため。ただし『古老軍物語』が両方の板を参照している可能性も皆無ではない。
- (18) なお、五一五、六一五など、後半部分で『甲陽軍鑑』と『北条五代記』に類話がある場合、その両方を参考に書かれたとみえる部分もある。
- (19) 『北条五代記』の『吾妻鏡』利用には先行研究がある。中西春峰氏「北条五代記の一考察―特に吾妻鏡との関係に就て―」（『古典研究』五一―四・昭和十五年十二月）、大澤学氏「三浦浄心の著作と『吾妻鏡』」（『国文学研究』九六・昭和十三年十月）参照。

# A study of “Koro-Ikusa-Monogatari” :

## The use of tales from “Koyo-Gunkan” and “Hojo-Godaiki”

MORI Akiko

### abstract

At the beginning of Edo era, many books were published on wars, warriors, and histories and “Koro-Ikusa-Monogatari” is among them. The book comes under “Buhenbanashi-shu”, or the collection of tales of warriors. This book consists of ninety-four short lesson stories and most of these stories have more than one tales. Many of these tales are similar to those ones appeared in the books published earlier than “Koro-Ikusa-Monogatari”.

This paper tries to show the relationships between “Koro-Ikusa-Monogatari” and two of the other works, “Koyo-Gunkan”, the book on the eminent warrior family Takeda of Kai, and “Hojo-Godaiki”, on another renowned warrior family Hojo of Odawara. The later book “Hojo-Godaiki” has the same tales that appear in the book of “Azuma-Kagami”, the distinguished old history book.

Keywords : “Koro-Ikusa-Monogatari”, “Koyo-Gunkan”, “Hojo-Godaiki”, “Azuma-Kagami”, tales of many warriors